



厚生労働省福島労働局 発表

平成 28 年 2 月 4 日

担
当

福島労働局労働基準部監督課
監督課長 高橋 仁
主任監察監督官 塩原 哲朗
電話 024 (536) 4602

建設業一斉監督指導の結果について

～274 現場に監督指導を行い、137 現場（50％）に是正勧告～

福島労働局（局長 引地 睦夫）では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事によるさらなる労働災害の増加が危惧されること等から、平成 27 年 12 月 1 日から同 21 日までの間福島労働局管内の各労働基準監督署において、福島県内の建設工事現場（除染現場及び原子力発電所構内の現場を除く。）に対して集中的に監督指導を実施しました。

今般その結果を取りまとめましたので公表します。（詳細は別添 1「建設業一斉監督指導結果の概要」参照）。

監督指導結果の概要

○監督実施現場数 **274 現場**

うち法令違反があった現場

137 現場（違反率 50.0%）

○主要事項別違反現場数

元方事業者の講ずべき措置に係る違反 **111 現場**

墜落防止措置に係る違反 **86 現場**

建設機械災害防止に係る違反 **23 現場**

作業主任者の選任に係る違反 **17 現場**

○行政処分を講じた現場数 **20 現場** （注）

（注） 法令違反が認められたもののうち、使用停止等（危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止等）を命令した現場数

監督指導結果を受けて、福島労働局長は墜落災害等の労働災害防止対策の徹底について、本日、発注機関・関係団体に対して別添 2 のとおり要請を行いました。

労働安全衛生法違反がある建設工事現場は、死亡災害の発生等重大な事態が発生するおそれがあることから、福島労働局では引き続き、建設工事現場に対し、法令遵守の徹底を図るため重点的に監督指導を行うこととしています。

なお、今回は岩手・宮城の各労働局とともに、3 局一斉に実施したものであり、3 局全体の結果の概要は、別添 3 のとおりです。

建設業一斉監督指導結果の概要

1 監督指導結果

福島労働局における監督指導の実施現場数は **274 現場** でした。このうち、作業員の安全確保措置などに関して、**何らかの法令違反が認められたのは 137 現場（違反率 50.0%）** でした。（表 1）

事業者に対し、法令違反の是正に向けた指導を行っています。

主要な違反の状況は、①元方事業者の講ずべき措置等に係る違反 **111 現場**（全体の **40.5%**）、それに次いで、②墜落防止措置に係る違反 **86 現場**（全体の **31.4%**）、③建設機械の災害防止措置に係る違反 **23 現場**（全体の **8.4%**）などでした。（表 2）

また、監督指導を実施した現場のうち、**20 現場** に対しては、危険箇所への立入禁止や危険な作業の停止などの行政処分を講じています。

表 1 工事区分別監督実施状況

区分	監督指導実施現場数		
	計	違反現場数	違反率
土木工事	66	29	43.9%
建築工事	187	102	54.5%
その他工事	21	6	28.6%
合計	274	137	50.0%

表 2 主要項目別違反現場数

主要事項	違反現場数				違反率			
	計	土木	建築	その他	計	土木	建築	その他
元方事業者の講ずべき措置	111	19	87	5	40.5%	28.8%	46.5%	23.8%
墜落防止措置	86	9	76	1	31.4%	13.6%	40.6%	4.8%
建設機械災害防止措置	23	16	6	1	8.4%	24.2%	3.2%	4.8%
作業主任者の選任等	17	3	13	1	6.2%	4.5%	7.0%	4.8%
その他	48	8	36	4	17.5%	12.1%	19.3%	19.0%

※注 1 現場複数の違反が認められることもあるため、表 1 の違反現場数とは一致しない。

2 違反事例

<墜落防止措置関係>

- 一般家屋建築工事現場において、足場上での外壁塗装作業中、作業の必要から、墜落防止用の手すりを取り外していたが、安全带（命綱）など墜落防止のための代替措置を講じず作業を行わせていた。
- 河川護岸の復旧・補強工事現場において、路肩面から河川までの護岸の傾斜が 45 度以上ある場所で作業を行わせるに当たり、手すりの設置など墜落防止措置を講じず作業を行わせていた。
- 3 階建ての鉄骨造の建物の建築工事現場において、外部に組まれた足場と建物との間に、約 30cm の隙間があいており、作業中にそこから墜落の恐れがあった。
また、高さが 1.5 メートル以上の場所に昇るための昇降設備として、転落の危険性がある固定されていない移動梯子を使わせていた。

<建設機械災害防止措置関係>

- 道路工事現場において、水路の型枠（コンクリート製の U 字溝）を吊り上げて移動させる際、荷の落下の危険性がある、荷を吊ってはいけないタイプのドラグショベル（パワーショベル）を使っていた。
- 巻過防止装置（クレーンで荷を吊る際に、ワイヤーロープを巻き過ぎて吊荷が落下しないようにするための安全装置）が故障している状態のまま移動式クレーンで荷を吊っていた。
- 土蔵の改修工事現場において、使用していた移動式クレーンについて、年に 1 回実施することが法令で定められている定期検査を実施していなかった。

<作業主任者等の選任関係>

- 道路工事現場において、ドラグショベル（パワーショベル）の掘削作業を行うに当たり、作業を安全に行うために必要な法定の「地山の掘削作業主任者」を選任していなかった。

福島労発基 0204 第 1 号
平成 28 年 2 月 4 日

業界団体の長 殿

福島労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

福島労働局におきましては、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事を含めた建設工事における労働災害防止対策に重点的に取り組んでいるところですが、県内における建設業の労働災害は、東日本大震災前と比較し大幅に増加しています。

また、年末は工事の輻輳化や路面凍結等の労働環境の悪化等から労働災害が多発する傾向にあることから、管下 9 労働基準監督署において、平成 27 年 12 月 1 日から同 21 日までの間、県内の建設工事現場に対し集中的に監督指導を実施したところです。

その結果、監督指導を行った 274 建設現場のうち 50.0%（137 現場）に労働安全衛生法違反が認められました（別添参照）。

つきましては、こうした結果を踏まえ、会員事業場における労働災害防止対策について、改めて徹底いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

福島労働局 労働基準部監督課 伊藤

住所 〒960-8021

福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 5 階

電話：024-536-4602

福島労発基 0204 第 1 号
平成 28 年 2 月 4 日

発注者団体の長 殿

福島労働局長

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

福島労働局におきましては、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事を含めた建設工事における労働災害防止対策に重点的に取り組んでいるところですが、県内における建設業の労働災害は、東日本大震災前と比較し大幅に増加しています。

また、年末は工事の輻輳化や路面凍結等の労働環境の悪化等から労働災害が多発する傾向にあることから、管下 9 労働基準監督署において、平成 27 年 12 月 1 日から同 21 日までの間、県内の建設工事現場に対し集中的に監督指導を実施したところです。

その結果、監督指導を行った 274 建設現場のうち 50.0%（137 現場）に労働安全衛生法違反が認められました（別添参照）。

つきましては、監督指導の実施結果を別添のとおりお送りしますので、安全推進協議会やパトロールにご活用いただくとともに、建設工事における労働災害防止対策の徹底について引き続き御協力をいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

福島労働局 労働基準部監督課 伊藤

住所 〒960-8021

福島市霞町 1-46 福島合同庁舎 5 階

電話：024-536-4602



宮城労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成 28 年 2 月 4 日

【照会先】

宮城労働局労働基準部監督課

監督課長 鈴木 聡

専門監督官 菅原 武

電話 022-299-8838

被災 3 局建設業一斉監督指導の実施結果

～509 現場中 287 現場（56.4%）で法違反、52 現場に設備の使用停止等を命令～

建設業の労働災害防止については、これまでも必要な対策を講じてきましたが、依然として墜落・転落災害等をはじめとした重篤な災害が発生しています。特に、東日本大震災の被災地では多くの工事が継続しており、更なる労働災害の発生が危惧されます。また、年末年始にかけては、路面凍結等の労働環境の悪化に加え、年の瀬の慌ただしさ等による労働災害の発生も懸念されます。

このような状況を踏まえ、宮城労働局（局長尾形強嗣）は、東日本大震災の被災地を管轄する岩手労働局及び福島労働局と連携して、平成 27 年 12 月 1 日（火）から同月 21 日（月）までの期間中、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しましたので、その結果を公表します。

宮城労働局は、今回の監督指導実施結果に基づき、県内の建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について発注機関や関係団体に対する要請を行うとともに、引き続き震災復興工事をはじめとした建設工事現場に対する監督指導を計画的に実施する等して、震災復興の推進と安全・安心な職場づくりに向けて積極的に取り組んでまいります。

【結果の概要】（詳細は別紙）

- 1 監督指導実施現場数
509 現場（うち宮城局分 81 現場）
- 2 労働安全衛生法違反を認めた現場数
287 現場、56.4%（うち宮城局分 44 現場、54.3%）
- 3 主要違反事項別違反状況（違反の多かった順に 3 項目）
 - (1) 元請事業者の講ずべき措置等
230 現場、45.2%（うち宮城局分 40 現場、49.4%）
 - (2) 墜落防止措置
175 現場、34.4%（うち宮城局分 24 現場、29.6%）
 - (3) 車両系建設機械等による災害防止措置
72 現場、14.1%（うち宮城局分 19 現場、23.5%）

平成 27 年度被災 3 局建設業一斉監督指導実施結果

1 監督指導実施状況

3 局合計の監督指導実施現場数は 509 現場で、このうち 287 現場で何らかの労働安全衛生法違反を認めた。監督指導実施現場数に対する法違反現場数の割合（以下、違反率という。）は 56.4%である。

また、法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立ち入り禁止や作業の停止、機械設備等の使用の停止等（以下、使用停止等という。）を命じたのは 52 現場である。

これらについての局別内訳は、表 1 のとおりである。

表 1 局別監督実施現場数等

	合計	岩手局	宮城局	福島局
監督指導実施現場数	509	154	81	274
法違反現場数	287	106	44	137
使用停止等命令現場数	52	26	6	20
違反率	56.4	68.8	54.3	50.0

2 労働安全衛生法の主要項目別の違反状況

主要項目別の法違反では、「元方事業者の講ずべき措置等」が最も多くなっており、230 現場、45.2%の現場でその違反を認めている。以下、「墜落防止措置」（175 現場、34.4%）、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置」（72 現場、14.1%）、「作業主任者の選任・職務」（28 現場、5.5%）、「土砂崩壊防止措置」（8 現場、1.6%）の順となっている。

これらについての局別内訳は、表 2 のとおりである。

表 2 労働安全衛生法の主要事項別違反件数 () 内は違反率

主要項目	合計	岩手局	宮城局	福島局
元方事業者の講ずべき措置等	230 (45.2%)	79 (51.3%)	40 (49.4%)	111 (40.5%)
墜落防止措置	175 (34.4%)	65 (42.2%)	24 (29.6%)	86 (31.4%)
車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	72 (14.1%)	30 (19.5%)	19 (23.5%)	23 (8.4%)
作業主任者の選任・職務	28 (5.5%)	5 (3.2%)	6 (7.4%)	17 (6.2%)
土砂崩壊防止措置	8 (1.6%)	4 (2.6%)	2 (2.5%)	2 (0.7%)

※1 つの現場で複数の違反があった場合があるため、合計と違反現場数とは一致しない。

3 主な違反の態様

(1) 墜落防止措置

- ① 木造2階建公営住宅新築工事現場において、足場の作業床に墜落防止のための下さん等及び物体の落下を防止するための幅木等が設けられていなかったことから、下請事業者2者及び元請事業者に対して作業の停止及び設備の変更を命じた。(岩手)
- ② 鉄骨3階建の店舗兼住宅の新築工事現場において、2階内部階段部分の周囲に墜落防止用の手すり等が設けられていなかったことから、下請事業者及び元請事業者に対して、その箇所への立ち入り禁止及び手すり等を取り付けるよう変更を命じた。(岩手)

(2) 車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置

- ① 運動施設の新設工事現場において、過巻防止装置の破損した移動式クレーンを使用して荷役作業を行っていたことから、この作業を行っていた下請事業者に対してその使用の停止を命じた。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。(宮城)
- ② 村道の舗装改修工事現場において、車両系建設機械であるローラー等によるアスファルト舗装作業を行っていたところ、ローラーに係る作業計画に基づき作業が行われていなかったことから、法令違反として是正を勧告した。(福島)

(3) 作業主任者の選任・職務

- ① 鉄骨2階建工場新築工事現場において、下請労働者が高所作業車を使用して鉄骨組み立て作業を行っていたが、法定の「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」を選任せず、また、高所作業車を用いて作業を行うときの作業計画を作成していなかったことから、この作業を行っていた下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。(宮城)
- ② 道路改良工事現場において、重機による法面の掘削作業を行うに際して、法定の「地山の掘削作業主任者」を選任していなかったことから、この作業を行っていた下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。(福島)

(4) 土砂崩壊防止措置

- ① 工場新築工事現場において、深さ約3メートルの掘削穴の内部で浄化槽基礎の型枠工事を行うに際して、当該掘削穴の法面はほぼ垂直で地山の崩壊等の危険があったのに、土止め支保工を設ける等の措置を講じていなかったことから、この作業を行った下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。(宮城)